

東神楽町都市計画マスタープラン（案）及び東神楽町立地適正化計画（案）  
に係る意見募集結果（パブリックコメント）

平成30年3月12日

東神楽町都市計画マスタープラン（案）及び東神楽町立地適正化計画（案）について、町民の皆様からご意見を募集したところ、1人から、延べ4件の意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する町の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する町の考え方※
<p>本プランと並行して策定される「東神楽町立地適正化計画」は、策定の背景、目標期間等、重複する部分が多く、今後の評価なども個別に行われると考えられます。合理性がなく、両計画を細分化する利点がわかりません。</p>	<p>東神楽町都市計画マスタープラン（以下、「計画」という。）は、都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、東神楽町立地適正化計画は、基本的な方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化について定めるものとなっています。</p> <p>当町においては、計画は、都市計画に関する根本であると捉え、個別の都市機能の方針は別の計画として定めることとします。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>対象区域は「旭川圏都市計画区域内を対象とします」、「本計画対象外の行政区域のまちづくりにおいても参考とする」とありますが、町としては未線引き区域を含めて計画すべきと考えます。このプラン、計画は既存都市計画区域内のみでしか計画できないものなのでしょうか。そもそも東神楽町の都市計画区域が旭川圏都市計画区域の線引きで定められているように見えますが、東神楽町のまちづくりとして適切なのでしょうか。</p>	<p>都市計画法第18条の2に当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めることと規定されていますので、これに基づき策定しています。</p> <p>当町の都市計画区域は、旭川圏都市計画区域としての総合性及び一体性を確保するため、昭和45年に東神楽の一部を含め、市街地の形成や上下水道・都市公園などを整備する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を定めています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>旭川市都市計画区域マスタープランは平成22年に策定され、平成32年を展望した計画となっているようです。旭川市のプランの区域内における東神楽町のプランということのようですが、平成32年以降の旭川市のプランが決定されていない中で、町が今後20年のプランを策定することに問題はないのでしょうか。</p>	<p>旭川圏都市計画区域を構成している旭川市と鷹栖町とは、計画の策定内容について、事前に協議し、調整を図り計画（案）を作成しています。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>広域交流軸となる建設予定の高規格道路完成後の交通量の変化とまちづくりの考え方が見え、中央地区とひじり野地区を更に分断するかのようにも見えますし、町は空港までの通過地点になりかねないと思われませんが。</p>	<p>地域高規格道路の整備は、広域的な産業・生活・文化等の交流に対応し、迅速かつ円滑な自動車交通を確保するために、重要な事業であると考えており、併せて道路沿道には、産業振興や地域コミュニティ形成などを図ることにしています。</p> <p style="text-align: right;">B</p>

※「意見に対する町の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先

東神楽町まちづくり推進課・建設水道課  
電話 83-2113・83-5414